

長久手市新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業所  
等支援金（安否確認等架電サービス分）交付要綱

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルス感染症対策による障害福祉サービス事業所への通所の利用自粛に伴い、通所等の障害福祉サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の在宅時間の増加が見込まれることから、健康状態、生活状況等の確認（以下「安否確認」という。）を目的として行う利用者に対する架電等に係る費用について、予算の範囲内において長久手市新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業所等支援金（安否確認等架電サービス分）（以下「支援金」という。）を交付する。この交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

（安否確認の対象者）

第2条 安否確認の対象者は、本市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に基づく障害福祉サービス及び第77条に基づく地域生活支援事業（以下「支援事業」という。）の支給決定を受けた者とする。

（交付対象）

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者（以下「対象事業者」）とする。

- (1) 支援事業の提供を実施する事業者
- (2) 第2条の安否確認の対象者と利用契約を締結している事業者

（安否確認の開始及び実績の記録）

第4条 対象事業者は、安否確認の開始届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 対象事業者は、安否確認の対象者ごとに、その実績を記録しなければならない。

（交付額及び交付対象の期間）

第5条 支援金の交付額及び交付対象の期間は別表のとおりとする。

（支援金の請求）

第6条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、長久手市新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業所等支援金（安否確認等架電サービス分）交付請求書（様式第2号）及び第4条第2

項に基づく実績の記録を、安否確認を行った月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、長久手市新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業所等支援金(安否確認等架電サービス分)交付決定通知書(様式第3号)により対象事業所に通知し、支援金を口座振込により交付する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

別表(第5条関係)

交付額	交付対象の期間
障がい者1人につき1回当たり 1,000円、1月当たり 10,000円を上限とする。	令和2年5月1日から令和2年6月30日まで に実施する安否確認とする。 ただし、安否確認の対象者について、支援事 業に基づく扶助費の請求を行わない期間にお いて実施したものに限る。

様式第1号（第4条関係）

開始届

令和 年 月 日

長久手市長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

下記の事業所において、安否確認を開始することを届けます。

記

事業所名

様式第2号（第6条関係）

令和2年 月分 長久手市新型コロナウイルス感染症対策障害福祉  
サービス事業所等支援金（安否確認等架電サービス分）交付請求書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 出張所		
預金の種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付資料

別添 安否確認の実績一覧

別添

令和2年 月分 安否確認の実績一覧

事業所名 \_\_\_\_\_

	受給者証番号	氏名	提供している 支援事業	架電 回数	金額(円)(※)
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

(※) 架電サービスを行った回数に1,000を乗じた金額を記入すること。  
ただし、10,000を超える場合は、10,000と記入すること。

様式第3号（第7条関係）

令和2年 月分 長久手市新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業所等支援金（安否確認等架電サービス分）交付決定通知書

令和 年 月 日

殿

長久手市長 吉田 一平

令和2年 月 日に交付請求のありました長久手市新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業所等支援金（安否確認等架電サービス分）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円